

第11章 住民の生活の早期再建

本章における対策の基本的考え方

○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方

震災発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、被災した人々が一日でも早く生活を再建し、従前の生活に戻れるよう対策を講じることが重要である。

本章では、り災証明の発行、応急住宅、応急教育、応急保育、トイレ対策及びし尿処理体制、がれき処理等の市民の生活再建についての対策を示す。

○ 現在の対策の状況

市は、市立全小・中学校では、教職員の震災時の初期対応を検証した「震災時対応シミュレーション」を作成したほか、毎年4月第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、市立小・中学校が一斉に命に関する教育や防災に関する活動等を実施している。

発災時のトイレ機能の確保に向け、下水道マンホールの耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた。

がれき処理については、平成25年4月現在の一般廃棄物の焼却処理能力は、三鷹市とあわせて年間77,300トンとなっている。

市では、「調布市地域防災計画」を補完する災害廃棄物処理に関する庁内マニュアルとして、災害時における廃棄物の処理を迅速、安全且つ衛生的に処理するために「調布市災害廃棄物処理マニュアル」（平成26年3月）を策定した。

また、り災証明の早期発行が可能となる被災者生活再建支援システムを導入（平成27年3月）した。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、673棟の建物が全壊し、3,545棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や3万3千人を超える避難者の発生が想定されている。また、がれきについては約28万トンが発生するとされている。

こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、り災証明発行を迅速に行う体制を整備するとともに、トイレ機能の確保や、がれき処理体制の構築に取り組む必要がある。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 生活再建対策の早急な実施
 - <到達目標> 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化
- ・ 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え
 - <到達目標> 災害用トイレ及び処理体制の確保
- ・ ごみ、がれきの一次集積場所と最終処分場の確保
 - <到達目標> ごみ、がれきの広域処理体制の構築

本章における対策の全体像は、次ページ体系図のとおり

第1節 現在の到達状況

- 災害用トイレの備蓄及びし尿処理
：マンホールトイレ83基，便槽付き組み立てトイレ141基，携帯トイレ25,600個を備蓄
- ごみ処理，がれき処理
→「調布市災害廃棄物処理マニュアル」策定（平成26年3月）
：一般廃棄物の焼却処理能力は，クリーンプラザふじみで年間77,300トン（平成25年4月現在）ふじみ衛生組合（組織市：三鷹市・調布市）
- 応急仮設住宅対応 市内2箇所
- 全小・中学校で震災時対応シミュレーションを作成

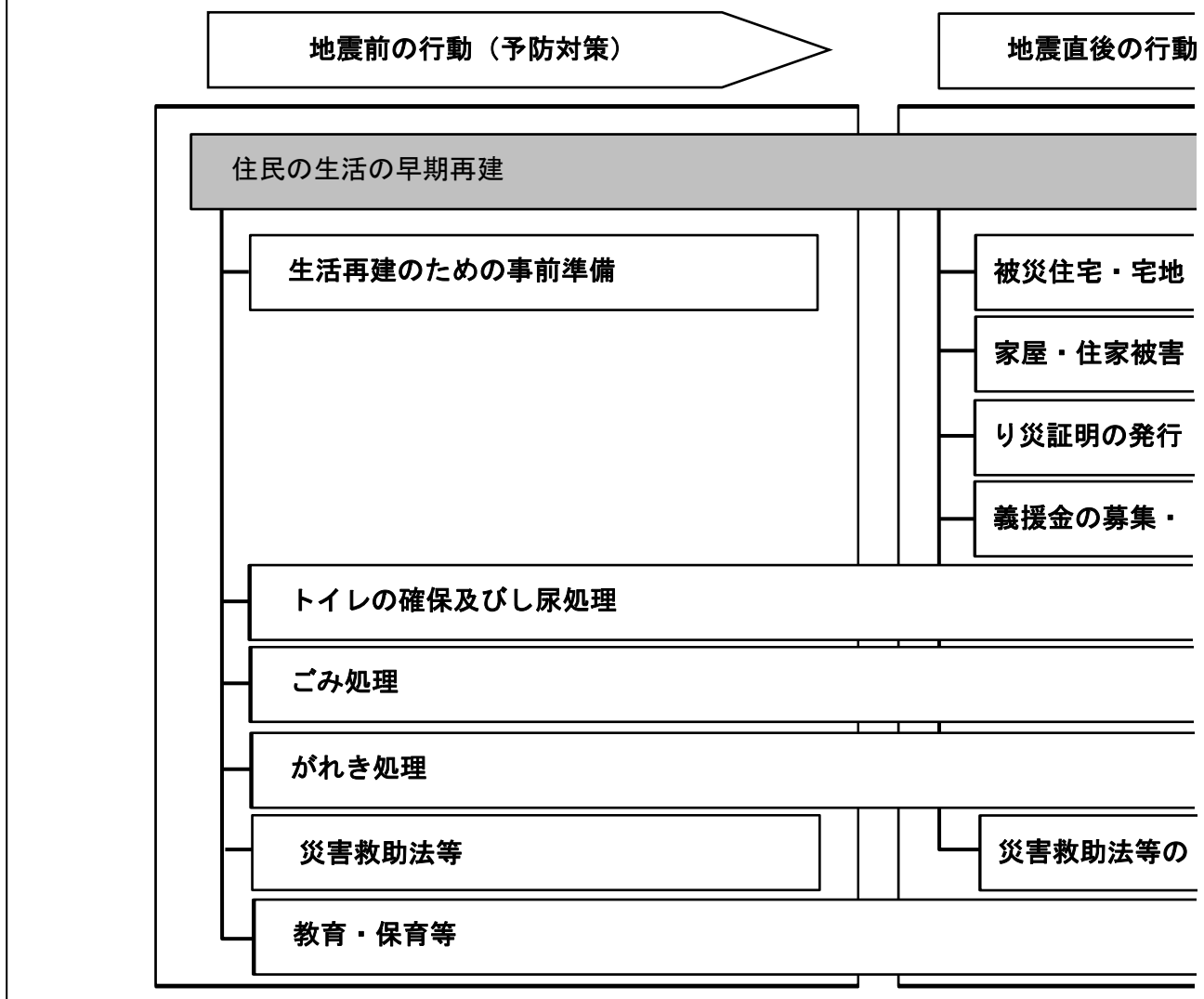
第2節 課題

- 迅速なり災証明の発行
- 上下水道の復旧までは相当のトイレ機能の確保が必要
- ごみ・がれき処理のための
- 応急仮設住宅への備えが必
- 災害時の応急教育・応急保

第4節 到達目標

- 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化
- 応急仮設住宅の供給

第5節 具体的な取組



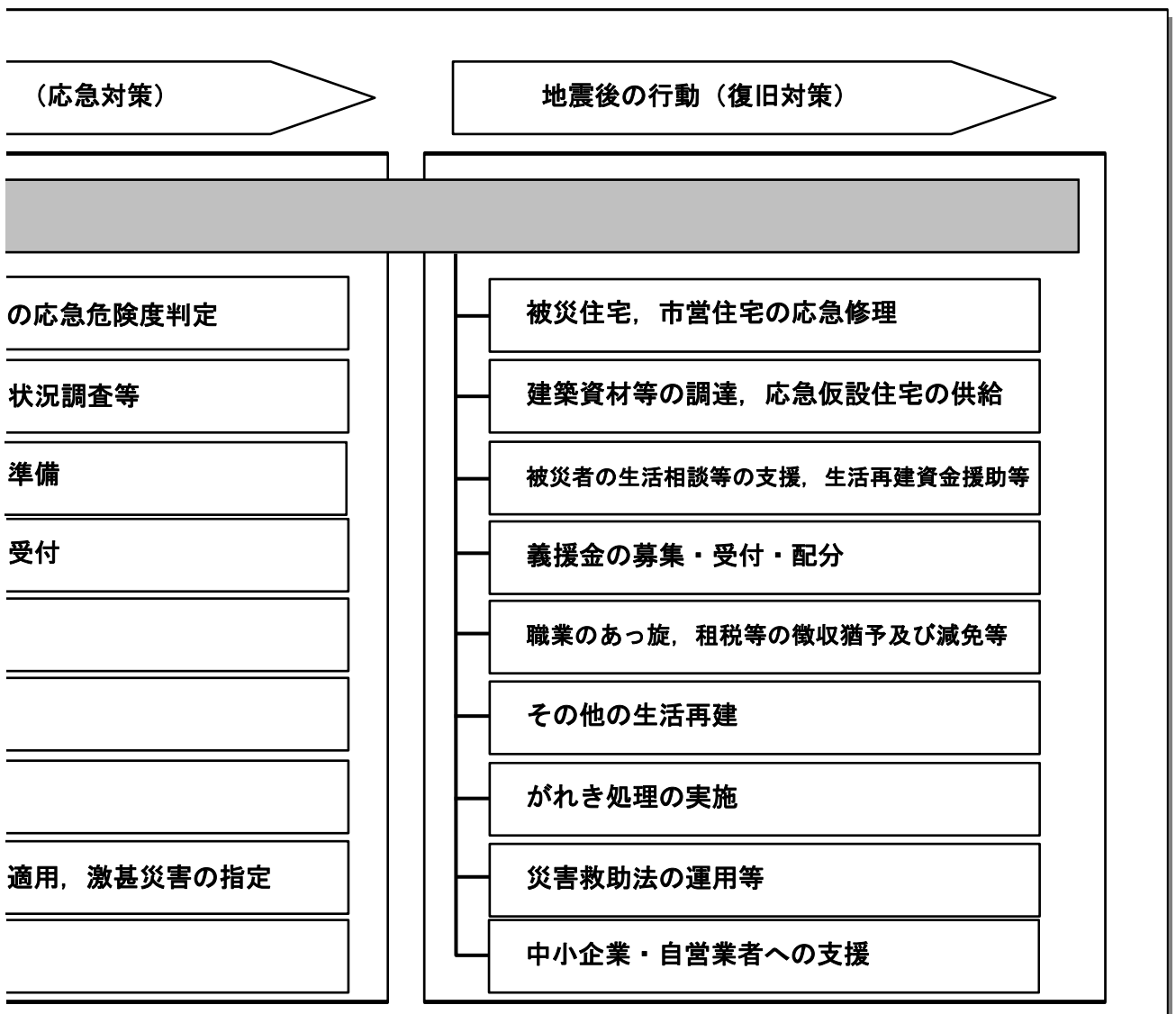
の早期再建

の期間が必要なため、被災後
集積場所の確保
要
育の実施について

第3節 対策の方向性

- り災証明システムを活用した生活再建対策の早期化
- 災害用トイレの確保，し尿処理への備え
- ごみ，がれきの集積場所の確保
- 都と連携した応急仮設住宅への備え
- 教育・保育体制の確保への備え

- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ごみ，がれきの広域処理体制の構築
- 保育園児，児童・生徒の安全確保及び教育活動体制の確保



第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明」の早期発行が可能となるシステム（被災者生活再建支援システム）を導入した。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進するとともに、し尿に関する災害時協定を3者と締結している。

また、各避難所に災害用トイレを備蓄している。

○ 災害用トイレの備蓄

- ・マンホールトイレ 107基
- ・便槽付き組み立てトイレ 149基
- ・携帯トイレ 26,600個

○ し尿の収集および運搬に関する協定を3者と締結（平成25年3月現在）

3 ごみ処理、がれき処理

平成25年4月現在の一般廃棄物の焼却処理能力は、クリーンプラザふじみ（ふじみ衛生組合・組織市：三鷹市・調布市）で年間77,300トンとなっている。

平成26年3月、大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として、「調布市災害廃棄物処理マニュアル」を策定した。

4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅建設予定地は、市内2箇所となっている。（柴崎公園、調布市民野球場）

5 教育・保育

全市立小・中学校で震災時対応シミュレーションを作成している。

また、毎年4月第4土曜日を「調布市防災教育の日」と制定し、防災教育と防災訓練を一斉に実施している。

第2節 課題

【被害想定（多摩直下地震）】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	673棟（全壊）、3,545棟（半壊）、339棟（焼失）
がれきの推定発生量	約28万トン、約36万m ³
避難人口	33,913人（避難生活者数は22,043人）
上水道の断水率	27.7%
下水道管きよ被害率	15.9%

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

り災に関する証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであることから、迅速に発行する必要がある。

また、り災証明の発行のため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。被災者に対する義援金の配分を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理に向けた課題

発災時には、27.7%の上水道の被害と、15.9%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までは相当の期間が必要なため、被災後のトイレ機能の確保が必要である。

3 大量のごみ処理、がれき処理に向けた課題

最大で約28万トンが発生するがれきを処理するためには、がれき処理のための集積場所の確保等が必要である。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

4 応急仮設住宅への対応に向けた課題

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要である。

5 教育・保育への対応に向けた課題

震災時における保育園児、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

り災証明の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、住民基本台帳や固定資産税関連情報などを連携させる電算システムを活用した、早期に発行できる体制の構築を図る。

義援金の配分については、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所等からの排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する調整を行っていく。

※下水道対策については、「第3章安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照のこと

3 ごみ、がれきの集積場所の確保

災害時のごみ・がれきの集積場所の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。

4 都と連携した応急仮設住宅への備え

応急仮設住宅の供給に関し、都と連携した対応を行う。

5 教育・保育体制の確保への備え

震災に備え、事前に行動マニュアル等を整備するとともに、応急教育・保育計画を策定し、教育活動の確保を図る。

第4節 到達目標

1 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化

り災証明に係る被災者生活再建支援システムを活用し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保に努める。

3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

集積場所等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、ごみ・がれきの処理を迅速に行う。

4 応急仮設住宅の供給

東京都と連携し、応急仮設住宅を供給する。被害状況に応じて、公的住宅の活用、民間住宅の借上げ等も行うことで、迅速かつ的確に応急仮設住宅を供給する。

5 保育園児、児童・生徒の安全確保及び教育活動体制の確保

保育園児、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に努める。

第5節 具体的な取組

【予防対策】 (地震前の行動)

1 生活再建のための事前準備	4 がれき処理
2 トイレの確保及びし尿処理	5 災害救助法等
3 ごみ処理	6 教育・保育等

1 生活再建のための事前準備

(1) リ災証明の発行

(総務部・市民部・都市整備部・調布消防署)

り災証明書は、災害により被災した住家について、その被害の程度を証明するものであり、被災者生活支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図るなど、り災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

り災証明発行等について、住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制について整備するとともに、調査員の不足や情報連携に必要なシステム化についても、整備を図る。

災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステムの整備を図る。

り災証明の発行根拠となる災害に係る住家被害認定調査や、り災証明発行手続きの研修や訓練を実施する。

市は、火災に関するり災証明を発行する調布消防署と事前調整等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。

(2) 義援金の配分事務

(福祉健康部)

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にする。

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 災害用トイレの確保

(総務部)

避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

《市》

災害用トイレの設置不足を応急的に補うとともに、要配慮者等にも配慮するため、以下のトイレ及びマニュアル等を配備する。

- ・ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も備蓄を行う。
- ・ 要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ）の備蓄を行う。
- ・ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。
- ・ 仮設トイレ等の設置手順・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

《事業所及び家庭》

従業員及び家庭が震災の影響の長期化を考慮し準備する。

- ・ 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- ・ 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

(2) 災害用トイレの普及啓発

(総務部)

出前講座や地域訓練などで、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努める。

(3) し尿処理体制の確保

(環境部)

し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。

し尿に関する災害時協定の実効性を高める取組を行う。

災害時の公衆衛生の観点から、し尿の収集を計画的に実施するため、災害廃棄物処理マニュアルに基づき対応する。

3 ごみ処理

(環境部)

災害発生時、被災地の公衆衛生・環境衛生の確保を図るだけでなく、人心の荒廃を防止し、日常生活を回復させるための意欲を助長するという付加的な意義も有していることを十分に踏まえ、ごみ等を迅速に処理する体制が必要である。

大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として必要に応じ都の支援を受ける。

災害時のごみ処理に関する窓口を設置し、迅速な処理体制を整備する。

現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。

処理機能の確保策に関して、都環境部局と協力してマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制を構築する。

4 がれき処理

(環境部)

災害廃棄物処理マニュアルの計画に基づき集積場所を指定する。

現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。

5 災害救助法等

(1) 災害救助法の適用

(総務部)

災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならないため、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

資料編 12：災害救助法の適用基準等

(2) 激甚災害法の指定基準

(市長・総務部)

激甚災害指定は、災害による被害規模等を国が判断し、政令という形で指定することとなる。そのため、職員は、適切な激甚災害指定が実施されるよう制度について十分理解するとともに、速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告できる体制を整備する。

※ 激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

6 教育・保育等

(1) 応急教育

(教育部・学校長・教育委員会・都)

市立小・中学校は、震災に備え事前に震災時対応シミュレーション等を整備し、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要がある。

(学校長・教育委員会)

事前準備

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

(ア) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。

(イ) 児童・生徒が学校管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

また、登下校時に発災した場合に備えた避難計画についても立案し、周知徹底を図る。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知徹底する。

(オ) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 応急保育

(子ども生活部・公立保育園(保育園長)・私立保育園)

保育園等は、震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し、震災時における園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要がある。

ア 応急保育について

(子ども生活部・公立保育園(保育園長))

事前準備

(ア) 保育園長は、保育園の立地条件などを考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておくものとする。

(イ) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

a 保育園児の避難訓練を保育園において実施するほか、市が行う防災訓練に参加、協力する。

b 保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制についても整備する。

c 保育園、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

d 勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、職員に周知徹底する。

e 保育園児の安全確保を図るため、医薬品、アルファ米、粉ミルク、紙おむつ、哺乳瓶、カセットコンロ、カセットボンベ、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)等を充実するよう努め、また、保育園医や地域医療機関等との連携を図る。

イ 私立保育園等

(私立保育園及び認可外保育施設等)

私立保育園等の応急保育計画については、本計画に準じて策定し、災害の発生に備えた措置を講じておくものとする。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 被災住宅の応急危険度判定	7 ごみ処理
2 被災宅地の危険度判定	8 がれき処理
3 家屋・住家被害状況調査等	9 教育・保育
4 り災証明の発行準備	10 災害救助法等の適用
5 義援金の募集・受付	11 激甚災害の指定
6 トイレの確保及びし尿処理	

【生活再建対策に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市			○応急危険度判定の実施 ○家屋・住家被害状況調査の実施 ○都災害対策本部への報告	○仮設住宅用地の確保 ○仮設住宅の建設 ○民間住宅のあっ旋 ○公的住宅の供給 ○仮設住宅の入居者の選定 ○り災証明書の発行
都都市整備局			○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定員の派遣 ○応急住宅の確保	

【トイレの確保及びし尿処理・ごみ処理・がれき処理に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	168h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期	
市			<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対する広報 ○処理施設の被災情報等収集 ○仮置き場の選定・設置 ○道路障害物の除去 ○災害用トイレの設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ○解体・撤去申請窓口の設置 ○がれき処理対策臨時組織の設置 (仮称：がれき処理対策本部) ○災害廃棄物処理実施計画の策定 ○ごみ集積場の決定 ○ごみ・がれき等の処理の実施 ○し尿の収集・搬入 ○都への応援要請 (災害用トイレ・し尿収集車) 	
都本部				<ul style="list-style-type: none"> ○がれき処理部会の設置 ○広域応援の調整 (し尿収集車) 	
都福祉保健局			<ul style="list-style-type: none"> ○都備蓄品で対応 (災害用トイレ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援の調整 (災害用トイレ) 	
都下水道局			<ul style="list-style-type: none"> ○し尿の受け入れ 		

【教育・保育に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市					○学用品の供与 ○学校納付金等の減免の計画の樹立
学校長	○児童生徒の保護・保護者への引渡し ○被害状況の把握 ○臨時休校等の措置の実施 ○教育委員会との連絡		○応急教育計画に基づく指導措置の実施		○授業の早期再開の実施
保育園長	○被災状況の把握・報告 ○保育園児の保護		○応急保育計画に基づく指導措置の実施		○保育の早期再開の実施
都知事					○学用品の調達

【災害救助法の適用に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	○被害状況の把握 ○都総務局への災害発生の報告（以降，適宜状況報告） ○災害救助法の適用申請 ○救助実施状況の報告		○毎日の救助日報の作成		
	○被害状況調査の実施 ○調査結果の取りまとめ，報告				
	○応急救助の実施				→

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容

建築物の被害については、被災建築物応急危険度判定員により、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(被災建築物応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じる。

(2) 詳細な取組内容

市は、管内で予め定められた震度以上の地震が発生した場合に、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

ア 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置

(都市整備部)

災害対策本部長が被災建築物応急危険度判定業務の実施を決定したときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講ずる。都が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部の支援を受け、判定を実施する。

イ 判定の実施

(都市整備部)

判定は、調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、地震発生後10日以内に終了することを目標に、実施する。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○ 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○ 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施 ○ 都都市整備局及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施

ウ 判定を優先すべき施設への対応

(都市整備部)

市庁舎等の重要施設、避難所等優先的に判定すべき施設があり、その他以下の建築物の被災情報を得た場合は、優先的に判定を行う。

- 重要施設（市庁舎、たづくり）
- 避難所
- 二次避難所
- 救急病院
- 判定員輸送路用を含む緊急交通路としての緊急道路啓開路の沿道建築物
- 他の重要施設(災害対策本部等から要請された場合や影響度を考慮して判断する)

エ 判定結果の表示

(都市整備部)

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等が見やすい場所に表示し、当該建築物の所有者・使用者・歩行者等に周知を図る。

※ 応急危険度判定と住家被害認定の関係

応急危険度判定と住家の被害認定調査は、それぞれ異なる目的を有しており、各々の目的にあわせた調査方法などが整備されている。しかし、被災市民や一般職員にとっては混同を生じやすいものであり、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知・広報が必要である。

2 被災宅地の危険度判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林ならびに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(1) 危険度判定実施本部を設置

(都市整備部)

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地による二次災害防止のための危険度判定業務の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講ずる。必要な場合は都に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

都は、支援要請を受けた場合は、危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

(2) 判定の実施

(都市整備部)

市は、被災宅地危険度判定士により、判定を実施する。

(3) 判定結果の表示

(都市整備部)

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 家屋・住家被害状況調査等

(市民部・都市整備部・調布消防署)

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。併せて、この結果は、固定資産課税台帳データと共に、り災台帳の作成に活用する。

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ「被害程度の認定基準」を定める。なお、基準を定めるに当たっては周辺自治体との整合を図るよう、留意する。

市が定める「被害程度の認定基準」に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。

震災に伴う火災による被害状況調査については、調布消防署が実施する。

4 り災証明の発行等

(市民部)

り災に関する証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が住家等の被害状況について証明するものである。各種の被災者支援制度の適用や、個人加入の保険金等の給付を受けるに当たっての参考資料として必要とされることから、り災証明書の発行について、遅滞なく確実に被災者への交付処理を行う。

(1) 発行者（証明者）

(市長・調布消防署長)

市長は、申請のあった被災者に対して、り災証明書を発行する。ただし、火災によるり災証明書は、調布消防署長が発行する。

(2) り災台帳の作成

(市民部)

前項に掲げる家屋・住家被害状況調査を踏まえ、り災証明書の交付に必要なり災台帳を作成する。

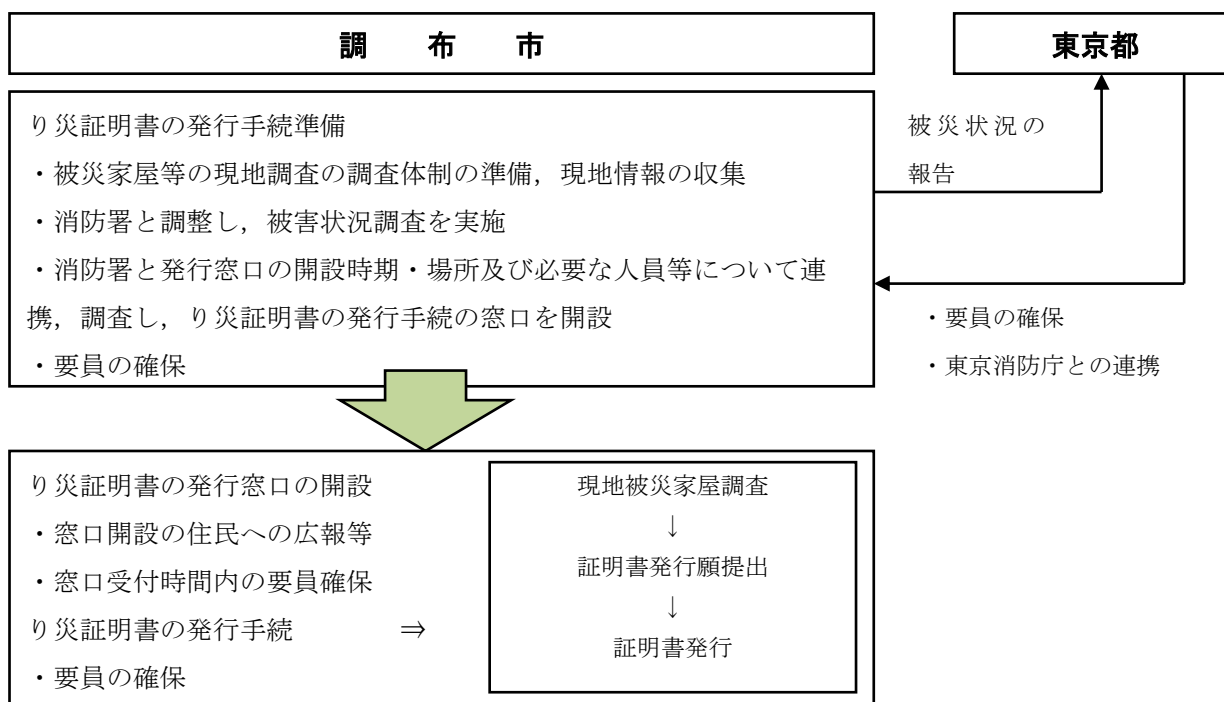
(3) り災証明書の交付

(市民部)

り災台帳に基づき、被災者の申請により交付するものとする。り災証明書の申請の受付会場・交付会場は原則、文化会館たづくり本館内とする。

なお、り災証明書における建物被害状況について台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により交付することができる。

【手順】



- 市は，り災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。
- 災害に係る家屋・住家被害認定調査の結果をデータ化し，り災証明の発行に備える。
- り災証明発行会場や業務フロー確立等準備を進める。
- り災証明の発行基準や発行時期，会場等を広報等により周知する。
- 火災に関するり災証明の発行について，市は調布消防署と連携を図る。

5 義援金の募集・受付

（福祉健康部）

市は，被害の状況を勘案し，義援金の募集を行うか否かを検討し，決定する。

義援金の募集・受付に関して，都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有する。

義援金の募集が決定した場合は，募集口座を開設する。

都の義援金募集に協力して受領した義援金については，寄託者に受領書を発行する。ただし，口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

6 トイレの確保及びし尿処理

（総務部・環境部）

災害発生時，被災者の生活を速やかに確保するとともに，被災地の公衆衛生，環境衛生の確保を図れるよう，トイレは迅速に確保する。

また，災害時の公衆衛生の観点から，災害時のトイレの利用方法等については周知を図る。

トイレの確保とあわせ，し尿処理の準備を進めるとともに，し尿収集を計画的に実施する。

環境部は，総務部と協議のうえ，委託業者等と綿密な協議を行い，これに対処するものとする。

(1) 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

ア 発生量（仮設トイレ必要数）の推定

災害の発生により避難所等に避難した被災者が仮設トイレを使用することによって、し尿が発生することが想定されるため、被災者の避難状況等を十分に把握し、速やかにし尿発生量及び必要な仮設トイレ数を推定する。

イ 処理方法

トイレ利用の基本的な考え方は、生活用水による既存トイレの利用と仮設トイレ等の災害用トイレの使用により対応することとする。

(ア) 既存トイレ及び下水道機能の活用

発災後、避難所等で断水した場合は、学校のプール等で確保した水を使用し、既存トイレの活用を図る。なお、利用に当たっては、下水道機能状況について確認する。

在宅被災者が断水により従前の処理が不可能となった場合は、防火貯水槽、河川水、井戸等によって水を確保し、可能な限り既存トイレ及び下水道機能の活用を図る。

(イ) 災害用トイレの確保

発災時には、仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレを、関連部署と調整のうえで確保し、避難者75人あたり1基の確保に努める。

また、要配慮者に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。

発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、道路の状況等を考慮しつつ、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。

市は、道路状況回復後は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、市は都福祉保健局に要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

なお、災害用トイレの配布・設置に当たっては、その使用方法、維持管理方法等について使用管理者等へ周知する。

(ウ) し尿の収集

避難所等の開設状況及び仮設トイレ等の設置状況、道路状況を把握し、し尿収集車等により収集し、市が所管する下水道施設等又は都下水道局との覚書に基づき、北多摩一号水再生センターに搬入する。

確保できるし尿収集車のみでは対応が困難な場合は、都に応援を要請する。

(2) 避難所における対策

(総務部)

発災後3日目まではし尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。

発災後4日目からは、市はし尿収集車による収集が可能な災害用トイレをあわせて確保し、対応する。

備蓄分が不足したときは、都に要請し、必要分を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

生活用水の確保による既存トイレの利用を図る。ただし、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（携帯用トイレ）を活用する。

(4) 災害廃棄物処理実施計画の策定

（環境部）

環境部は、災害時に発生することが予想されるし尿の処理について、災害廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）に基づいた対応に当たる。

※ 実施計画は、被害情報の集計及び発生量の推計等を行い、し尿処理計画、生活ごみ処理計画、粗大ごみ処理計画、がれき処理計画等を災害発生後速やかに策定し、災害廃棄物に係る対応に当たるものである。

7 ごみ処理

（環境部）

環境部は、発災後、速やかに実施計画に基づきこれに対処するものとする。

(1) 排出量の推定

災害時に発生するごみは、収集体制を確立するまでの一定期間に一般生活により発生するもののほか、食器類、電化製品、冷蔵庫内の食品等が加わることが想定されるため、被害状況等を十分に把握し速やかに排出量を推定する。

(2) 処理方法

災害時のごみは、分別の徹底を図り、収集可能な場所に設ける臨時集積所に排出するよう指導する。

臨時集積所の設置場所については、市民に十分周知するものとする。

8 がれき処理

（環境部・総務部・都市整備部）

被災地の応急対策や円滑な復旧・復興を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃材木、コンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

また、市単独ではがれき処理の対応が困難と想定される場合、都、他自治体、民間業者、自衛隊等に協力・支援を要請する。

(1) がれきの発生量の推定

発災後、市における被害状況について情報を収集するとともに、必要に応じて現場調査を行い、がれきの発生量を推計する。

(2) がれき処理対策臨時組織の設置

発災後、市は速やかにがれき処理を行う臨時組織として「がれき処理対策臨時組織」（仮称：がれき処理対策本部）を設置し、市域のがれき処理を行う。

(3) 調布市災害廃棄物処理マニュアルに基づく対応

(4) 都報告及び他自治体、民間事業者、自衛隊等への応援要請

被災状況を都に報告し、必要に応じて他自治体、民間事業者、自衛隊等へ応援を要請す

る。

(5) 実施計画（がれき処理計画）策定

集積場所を決定し、実施計画（がれき処理計画）を策定する。

9 教育・保育

(1) 応急教育

（教育部・学校長・教育委員会・都）

震災時における市立小・中学校の災害対策を通じて、児童・生徒の生命・身体の安全及び教育活動の確保について万全を期する必要がある。

ア 応急教育の実施

（学校長・教育委員会）

(ア) 災害時の態勢

- a 学校長は、児童・生徒が学校管理下にあるときに発災した場合、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図る。
- b 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告しなければならない。
- c 学校長は、状況に応じ教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るよう努める。
- e 学校長は、応急教育計画を策定したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- f 教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

(イ) 災害復旧時の態勢

- a 学校長は、教職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、教育委員会に報告する。
 - (a) 児童・生徒の被害状況
 - (b) 教職員の被害状況
 - (c) 校舎等の被害状況
 - (d) 教材器具の被害状況
 - (e) 保健指導
 - (f) 生活指導
 - (g) 児童・生徒の訪問指導（児童・生徒の教科書ほか学用品の状況）
 - (h) 疎開等の状況
- b 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- c 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を収容し、指導

する。

指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。

また、心のケア対策も十分留意する。

- e 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- f 疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記dに準じた指導を行うよう努める。
- g 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不能となる場合、教育委員会は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- h 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。
- i 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について調整が必要であると認めるときは、都教育委員会へ調整を要請する。

イ 学用品の調達及び支給

(市長・教育部・都)

(ア) 支給の対象

震災により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部、中学部及び中等教育学校の前期課程を含む）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用に至らない場合には、市が実施するものとし、災害救助法適用後は、都が実施し、市はこれに協力する。

(イ) 支給の時期

教科書については、災害発生日から1箇月以内、その他については、15日以内とする。ただし、交通事情等により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(ウ) 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、給与対象児童・生徒に対する配分は、市が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を市長に委任した場合、市長は教育委員会及び学校長等の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

(エ) 費用の限度

- a 教科書代
支給する教科書（教材を含む）の実費
- b 文房具及び通学用品
災害救助法施行細則で定める額

ウ 学校納付金等の減免

(教育部)

市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとする。

(2) 応急保育

(子ども生活部・公立保育園(保育園長)・私立保育園)

震災時における保育園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要がある。

ア 応急保育の実施

(子ども生活部・公立保育園(保育園長))

(ア) 災害時の態勢

- a 保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、保育園児を保育園内に保護するものとし、確実に保護者等への引渡しができるまで保護するものとする。
また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、保育園児の安全な引渡しを図る。
- b 保育園長は、災害の規模、保育園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども生活部に報告しなければならない。
- c 保育園長は、状況に応じ子ども生活部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。
- d 子ども生活部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、速やかに調整する。
- e 子ども生活部は、応急保育計画を策定したときは、決定次第、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- f 保育園長及び子ども生活部は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

(イ) 災害復旧時の態勢

- a 保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、子ども生活部に報告すること。
 - (a) 保育園児の被災状況
 - (b) 職員の被災状況
 - (c) 園舎等の被害状況
 - (d) 保健指導
 - (e) 生活指導
- b 子ども生活部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- c 子ども生活部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- d 保育園長は、応急保育計画に基づき、保育園に収容可能な保育園児を収容し、保育する。保育に当たっては、健康、安全及び生活指導に重点を置くようにする。
また、心のケア対策も十分留意する。
- e 保育活動の再開に当たっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行う。
- f 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども生活部と緊密な連絡を図るとともに、平常保育に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。
- g 保育園長は、保育園の職員の応援体制について調整が必要であると認めるときは、子ども生活部へ調整を要請する。

イ 私立保育園等

(私立保育園及び認可外保育施設等)

私立保育園等の応急保育計画については、本計画に準じて策定しておくものとし、災害時には、子ども生活部との連携を密にしながら、保育活動を行うこととする。

10 災害救助法等の適用

(総務部)

(1) 救助実施体制の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

(2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助内容ごとの帳票作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

11 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続きについて定める。

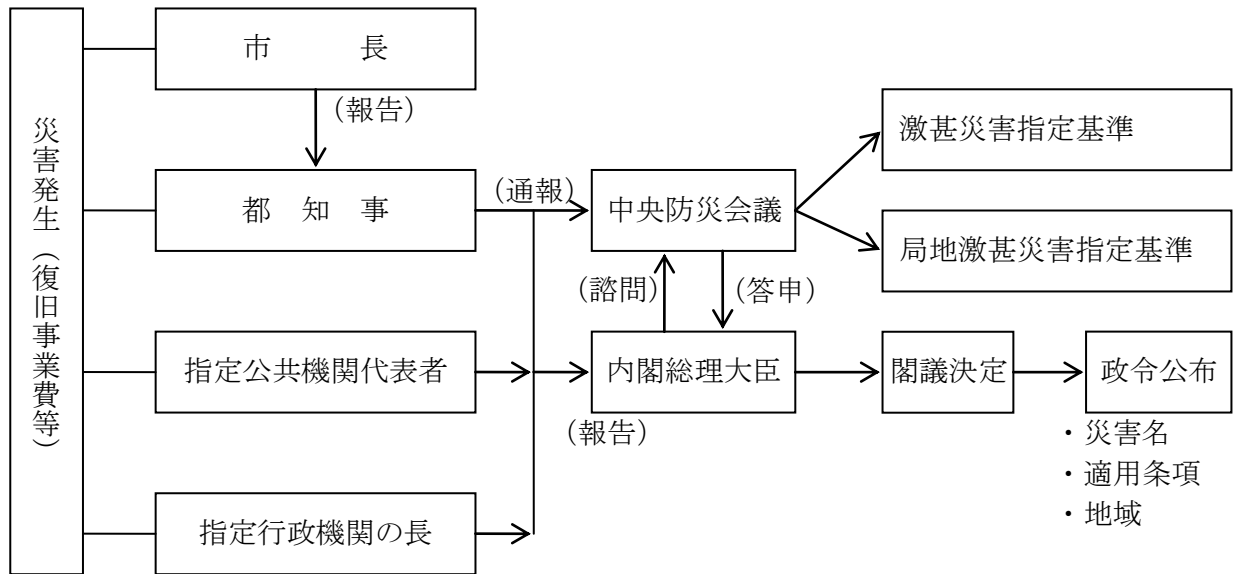
ア 大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

ウ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。

エ 激甚災害の指定を受けたとき市は、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

【激甚災害の指定手続き】



（注）局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ごろまでに手続きを行う。

(2) 激甚災害に関する調査報告

（総務部）

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

ア 市内に大規模な災害が発生した場合、市は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務部に提出する。

ウ 総務部は、関係各部の調査をとりまとめ、激甚災害指定の申請について本部長室に付議する。

エ 総務部は、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、調査報告書を添えて都知事に申請する。

オ 市は、都が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 特別財政援助等の申請手続等

（総務部）

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

【復旧対策】 (地震後の行動)

1 被災住宅の応急修理	8 職業のあっ旋
2 応急仮設住宅の供給	9 租税等の徴収猶予及び減免等
3 市営住宅の応急修理	10 その他の生活確保
4 建築資材等の調達	11 中小企業・自営業者への支援
5 被災者の生活相談等の支援	12 がれき処理の実施
6 義援金の募集・受付・配分	13 災害救助法の運用等
7 被災者生活再建資金援助等	

1 被災住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理

(都市整備部)

ア 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより被災した住宅の居住性を維持するとともに取り壊しに伴うがれきの発生や応急住宅の需要の低減を図る。

イ 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

ウ 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件等の調査及び市が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定する。

エ 対象戸数

修理対象戸数は、知事が決定する。

(2) 応急修理の方法

(都市整備部・都)

ア 修理

国の基準に基づき都が定める応急修理基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

修理は、都が提示する一般社団法人東京都建設業協会の協力業者名簿から市が指定する業者により行う。

イ 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

ウ 期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として、発災の日から1箇月以内に完了する。

エ 帳票の整備

住宅の応急修理をした場合、都及び市は必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅の供給

(都市整備部)

都は、被害状況に応じて都営住宅棟等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。市は、応急仮設住宅の供給に当たり、下記の対応を行う。

(1) 建設する仮設住宅の供給

ア 入居対象者

(ア) 入居資格

次の各号の全てに該当する者及び知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一箇所限りとする。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

(イ) 入居者の募集・選定

市は、都が定める入居者の選定基準に基づき被災者に対し募集を行うとともに、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定を行う。

イ 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合に、都知事が行う。

ウ 建設予定地の確保

(ア) 市は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。

- ・接道及び用地の整備状況
- ・ライフラインの状況
- ・避難場所などの利用の有無

(イ) 市は、年1回都からの求めに応じ、報告する。

エ 防火安全対策

建設に当たっては、事前に調布消防署と協議を行い、防火安全対策を講じる。

オ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

カ 建設工事

都が一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。

なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。

工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情があるときは、市が委任を受けて行う。その場合、都市整備部（住宅復興班）において、監督する。

キ 応急仮設住宅の管理

入居者の管理等は市が行い、必要な帳票を整理する。

市は、入居者台帳を整備し、仮設住宅管理が円滑に進むよう関係部班を調整する。

(2) 公的住宅の供給

(都市整備部)

市は、都と連携し、応急仮設住宅の提供とあわせ、迅速な住居の供給のため、公的住宅等を供給する。

ア 公的住宅の供給

(ア) 公的住宅の確保

市は、市営住宅等における空き家を被災者に提供する。

(イ) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所限りとする。

- ・住家が全焼，全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

(ウ) 入居者の募集・選定

市は都が策定する公的住宅等の入居者の募集計画及び選定基準に基づき、入居者の募集及び選定を行う。

イ 帳簿の整理

公的住宅等の供給に伴い、市は入居者管理のため必要な帳簿を整備するものとする。

3 市営住宅の応急修理

(都市整備部・総務部)

市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理に当たる。

4 建築資材等の調達

(都都市整備局)

応急仮設住宅資材等の調達及び要請は、都都市整備局が行う。

(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給

(都市整備部)

国は、都知事、市長等からの要請により、災害復旧用材（国有林材）の供給を行う。

(2) 災害救助法の適用に至らない場合

(都市整備部)

災害救助法の適用に至らない場合の資材等の調達は、調布市建設業協同組合があつ旋する建設業者を通じて、市が調達する。

なお、市は必要に応じて都に対して、資材等の調達を要請する。

5 被災者の生活相談等の支援

(総務部・市民部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・調布警察署・調布消防署)
 被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

- (1) 被災者のための相談所を設置する。
- (2) 被災者からの申請により、調布消防署と連携してり災証明を発行する。
- (3) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

各機関の行う市民相談は、次のとおりとする。

【各機関の行う市民相談の内容】

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。 り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。
調布警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
調布消防署	地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署及び消防出張所等に、消防相談所を設置し相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化 4 災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 5 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施 6 火災によるり災証明の発行において、市と連携し窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報の提供をするなど、り災者の利便の向上に努める。

6 義援金の募集・受付・配分

(1) 義援金配分委員会の設置

(東京都)

義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

都委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定
- イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項

都委員会は、都、市区町村、日本赤十字社東京都支部、及び関係機関等の代表者により構成する。

(2) 義援金の募集・受付

(福祉健康部)

義援金品の募集及び受付については、次のとおり対応する。

なお、義援金については、被害の状況等を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社及び関係機関等と情報を共有する。

ア 義援金の募集・受付

(ア) 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

(イ) 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。

(ウ) 都の義援金募集に協力して受付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

(エ) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する(資料編66)。ただし、振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

イ 義援金の配分・受入れ

都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

ウ 義援金の支給

(ア) 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

(イ) 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

資料編 66：義援金品受領書

7 被災者生活再建資金援助等

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付等を行う。

(1) 災害弔慰金等の支給

(総務部・行政経営部・市民部・福祉健康部)

市は、調布市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、地震災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品(見舞金品)の支給基準に基づき、調布市赤十字奉仕団からの申請により、被災した者に対して災害見舞金品の配分を行う。

(2) 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(総務部・行政経営部・市民部・福祉健康部・都市整備部)

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

8 職業のあっせん

(総務部・行政経営部・市民部・生活文化スポーツ部)

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、公共職業安定所（ハローワーク）等へ連絡し、職業のあっせんに要請するとともに、必要に応じて都に要請し被災者の雇用の安定を図る。

被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

9 租税等の徴収猶予及び減免等

(総務部・行政経営部・市民部)

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は調布市税賦課徴収条例等により、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含む。以下「市税等」という。）の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害が収まったあと、2箇月以内に限り当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納入又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、災害のあった年度内に限り災害のあった日以降の納期の市税等について、調布市税減免基準により減額及び免除等を行う。

10 その他の生活確保

(調布郵便局・NTT東日本)

各機関の生活確保の対応は、次のとおりである。

【各機関の生活確保の対応】

機関名	内 容
調布郵便局	<p>災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに、被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。 ・ 被災地あて救助用郵便物の料金を免除する。 ・ 寄附金を内容とする郵便物の料金を免除する。 (注) 対象地域、期間等については、郵便局に掲示する。 2 保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込猶予期間を延伸する。 ・ 保険料前納払込みの取消しによる保険料を還付する。 ・ 基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払をする。 ・ 行方不明となった被保険者に係る基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払をする。 ・ 特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払をする。 ・ 保険契約者による基本・特約契約の解除の非常取扱い及び基本・特約契約の解約還付金の非常即時払をする。 ・ 普通貸付金の非常即時払をする。 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に備えて、郵便局では災害時に必要なものを用意している。救助工具一式、医薬品（包帯、三角巾、消毒薬、傷薬等）、非常食、飲料水 ・ 避難場所の提供 災害時における一時的避難所として郵便局舎を開放する（通信の秘密に関わらない場所に限る）。 ・ 郵便物や救助物資を迅速に配達する。 郵便局では、可能な限り配達に努力する。
NTT 東日本	<p>災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害救助法が発動又は発動されると認められるときは、電話利用規定等に基づき、被災者が行う災害に関する通話料金を減免する。</p>

11 中小企業・自営業者への支援

(総務部・行政経営部・生活文化スポーツ部・環境部・都市整備部)

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合並びに農林漁業者及びその組合等に対し、国、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。市は、国及び関係機関が行う様々な制度を活用・周知し、被災者の生活再建の支援を実施する。

被災後の経済状況	活用できる支援制度
中小事業の再建資金が必用	災害復旧貸付 高度化事業（災害復旧貸付） 経営安定関連保証4号 災害関係保証
農林漁業の再建資金が必用	天災融資制度 株式会社日本政策金融公庫による融資

12 がれき処理の実施

(1) 処理方法等

(環境部・総務部・都市整備部)

市内の集積場所の集積や運搬状況等を把握するとともに、処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討したうえで、都に報告する。

また、実態相当規模のがれきの最終処分受入場所について検討する。

ア 道路障害物の除去に伴い発生したがれきの受入れ

発災直後、救援活動を円滑に行うために実施する緊急道路啓開作業において、道路障害物の除去に伴い発生したがれきを、仮置場に受入れ、廃材木、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

イ がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所に限り、市災害対策本部において市民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

(ア) 受付事務

がれき処理対策本部（仮称）は、発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体撤去することが適当かどうかを判断する。

(イ) 民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについては、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(ウ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

ウ 仮置場の設置

積み替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関連部署と調整して、仮置場を設置する。

エ がれきの中間処理・再利用・最終処分

仮置場に搬入されたがれきは、分別を徹底し、破碎・選別処理等を実施し、リサイクル関連法令に基づいて、可能な限り再利用・再資源化を推進する。再利用・再資源化が困難なものについては、焼却処理等により減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、最終処分を行う。

(2) 処理に必要な協力体制について

(環境部)

がれき処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、関連部署と調整のうえ、都、他自治体、民間業者、自衛隊等に協力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・がれきの撤去

(ア) 倒壊建物の解体業務

(イ) 発生がれきの撤去業務

イ 仮置場の設置

(ア) 仮置場の維持管理業務

(イ) 仮置場からのがれきの搬出

ウ がれきの中間処理、再利用、最終処分

(ア) 廃木材・コンクリートがら等破砕処理

(イ) 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供

(ウ) 再利用施設への搬入

(エ) 再利用施設での優先的な処理

(オ) 最終処分場へのがれきの搬入

13 災害救助法の運用等

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索及び処理

(1) 災害報告

(総務部)

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の三段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため迅速かつ正確に被害状況を把握して、速やかにデータ端末等により都に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

(総務部)

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録し、整理し、都に報告する必要がある。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は資料のとおりとする。基準額については災害救助法施行細則（昭和38年都規則 136号）により適宜改訂を行なう。

資料編 13：災害報告様式

資料編 14：日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

資料編 15：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）